まえがき

令和5年5月8日に新型コロナウィルス感染症(COVID-19)が感染症法上の5類に移行されました。感染再拡大も懸念されており予断を許しませんが、令和2年初めからの約3年半に渡った2類相当の対応に一つの区切りが付いたところです。この間、自宅療養中の陽性患者からの救急要請に対する病院受入れ体制がひっ迫するとともに、第6波(令和4年1月:オミクロン株)以降は医療関係者の罹患等により一般救急の受入れもひっ迫したことなどにより救急活動時間が顕著に長時間化しました。この厳しい状況を乗り切るため、当庁は、非常用救急隊の編成や本庁職員による消防署への応援派遣など、組織の総力を挙げて対応してきました。

さて、令和 4 年の当庁救急隊の出場件数は、令和元年の 82 万5,929 件を超え、過去最多の 87 万2,075 件となり、令和 3 年と比較すると 12 万8,372 件、17.3%増加しました。これは、新型コロナウィルス感染症の第 6 波、第 7 波(令和 4 年 8 月)及び第 8 波(令和 4 年 12 月)の救急要請に加え、行動制限が一部緩和され社会経済活動が活発化してきた影響も大きいと考えています。そして、令和 5 年も出場件数が前年を上回る状況で推移しており、団塊の世代が後期高齢者の年齢(75 歳)に達する「2025 年問題」を踏まえ、増加傾向は継続すると予想しているところです。

これまで当庁は、救急需要に適切に対応し救命効果を向上させるために、#7119東京消防庁救急相談センターの運営体制強化、救急隊の機動的運用や計画的な救急隊の増隊、デイタイム救急隊の創設、更にはバイスタンダーの育成など、様々な施策を展開してきました。

今後も、都民及び東京を訪れる全ての方々の安全・安心の確保のため、救急車の適時・適切な利用に関する戦略的広報を推進するとともに、関係機関との連携の充実強化を図り、傷病者が迅速に適切な医療の管理下に置かれる体制整備を着実に進めてまいります。

今回の統計書には令和 4 年 12 月末までの「新型コロナウィルス感染症に対する救急活動の状況」や令和元年 12 月から実施している「心肺蘇生を望まない傷病者への対応」についても掲載しました。本書によって、多くの方々が東京の救急について、より一層のご理解を深めていただけることを願っております。

令和5年9月

東京消防庁 救 急 部 長 門 **倉** 徹